

リスク管理の状況

貸出金のうち破綻懸念先、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額の合計額は、39,706千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円，%)

区 分	平成21年度	平成22年度	増 減
破綻先債権額	0	0	0
延滞債権額	51,766	39,709	△ 12,057
3ヶ月以上延滞債権額	0	0	0
貸出条件緩和債権額			0
合 計	51,766	39,709	△ 12,057

(注)

1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。(以下「未収利息不計上貸出金」という。))のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金)をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヶ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。